

# PwC Immigration News

## United Kingdom

30 January 2020



英国政府はBrexit後の英国イミグレーションシステムの改変の準備を行なっておりますが、来年2021年1月1日の新たなシステムの導入に向け、この先12カ月は様々な変更が予想されます。

今週発表されました、移民諮問委員会 (Migration Advisory Committee/MAC)のレポートの概要を下記にご案内いたします。

### MACの推奨する給与要件とポイントベースイミグレーションシステムに関するレポート

1月28日に、MACは、現行最低給与額、オーストラリア式ポイント制度の導入に対する見解並びに、今後の英国におけるイミグレーションシステムに関する推奨項目を発表しました。

MACの推奨項目には、下記が挙げられます。

- 既存のTier 2 (General／一般)カテゴリーにおけるフレームワークはそのまま残す事を推奨。
- 現在の Tier 1 (Exceptional Talent／飛び抜けた才能)カテゴリーを改変し、英国での仕事のオファーがない場合にも技術者 (highly skilled migrants) として英国に滞在できるルートを作る事を推奨。

その他、下記の点が推奨されております。

## 英国での雇用のオファーを元に、英国に滞在する場合

- ・ Tier 2 (General)カテゴリーに、中級レベルの役職を含める事を推奨。また年間制限数および英國労働市場テスト (Resident Labour Market Test) を廃止すること。
- ・ 引き続き、役職に定められた給与基準の設定は現在のアプローチを継続すること。
- ・ Tier 2 (General)カテゴリーにおいて、経験者に対する、現行の年間最低給与額を、£30,000から£25,600に減額すること。
- ・ Tier 2 (General)カテゴリーにおいて、新卒者に対する、現行の年間最低給与額を、£20,800から£17,900に減額し、また新卒者に適用されるビザ期間を、現在の3年間から5年間に引き延ばすこと。
- ・ 地域によって異なる最低給与額は設けない。

## 英国での雇用のオファー無しにて渡英する場合

- ・ 雇用のオファー無く、渡英する事に興味のある移民に対する年間制限を導入すること。
- ・ 毎月の抽選にて、ポイントを最も得た方に対し、申請提出の資格を与える。
- ・ ポイントは資格、年齢、優先分野(STEM/クリエイティブスキルなど)、英国で学位を取得等に基づき設定されること。

なお、2020年1月27日に、英政府は、現在のTier 1 (Exceptional Talent/飛び抜けた才能) カテゴリーに代わる新たな「グローバルタレント」ビザを2020年2月20日に導入すると発表しました。

- ・ このビザスキームはUK Research and Innovation (英国研究・イノベーション) が運営するスキームとなり、研究者や科学者といった才能を持つ方に対し同組織が裏付けを行なうスキームです。
- ・ このスキームでは、申請許可数には制限はありません。
- ・ 永住権申請の早期取得権利が与えられ、また永住権の申請の要件から、英国不在日数に関する制限を免除。

## 雇用主に対する影響

現時点では、MACの推奨項目に対し、英政府がどの様に対応するか明確ではありません。

MACは独立した組織であり、政府は、MACの推奨項目を実行する義務はありません。しかし、過去のMAC推奨内容および見解は、イミグレーションシステムの構築に大きな影響を与えております。

短期的な対策として、雇用主は、MACの推奨項目が現在の労働者のプランニングにどの様なインパクトを与えるか考慮する事をお勧めいたします。特に、英政府は、新たにイミグレーションシステムをEU国籍保持者にも適用する意向であると提言していることから、コスト分析、ビジネスにおいて特に影響を受ける可能性のある分野に関し、十分な理解が必要かと思われます。更に今後、政府の方針が発表され次第、柔軟に対応できるプランを構築されることをお勧めいたします。

ご不明な点がございましたらお知らせください。

### PwC

伊東孝: +44 (0)7483 326984

松下 雅代: +44 (0)7483 361818

イミグレーションチーム: japan.uk.immigration@uk.pwc.com

## Japanese Business Network (JBN)

For JBN enquiries: uk\_japan@pwc.com

Find us here: <https://www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization/country/uk.html>

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. PwC refers to the UK member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

200221-073720-JK-OS